

二人の東宮恒貞・道康と東宮学士小野篁

－歴史書から見た小野篁－

仁 藤 智 子

【キーワード】 小野篁・篁物語・東宮学士・恒貞親王・道康親王・承和の変

はじめに

『篁物語』や『今昔物語』、『江談抄』などで知られる、平安初期の文人にして異才の人小野篁。彼については、義妹に執着する男や冥官となって知人を生きかえさせた人など、後世の物語でつくられた人物像が一人歩きしてしまっている感が否めない。物語とは別に、その人物については、歴史的な事蹟をきちんと整理しておく必要があるように思われる¹。

このような関心から、歴史書には小野篁の事蹟がどのように記されているか、薨伝を手掛かりにたどっていきたい。篁といえば、承和の遣唐使乗船拒否事件が有名であるが、もう一つ大きな事件として、法隆寺僧善愷の訴訟事件にもかかわっている。小稿では紙幅の制限もあるので、それらについては別の機会に譲るとして、二人の皇太子に東宮学士として仕えた、学識者としての篁の側面を見てみたい。

一 小野篁の出自

『文徳実録』仁寿二（852）年十二月癸未条に、小野篁は五十一歳の生涯を閉じたことが記されている。享年からすると、彼は延暦二十一（802）年頃の生まれと考えられる。薨伝を、内容と時期別に分けると、次のように九つの段落に分けられよう²。

- (1) 生誕から少年期
- (2) 嵯峨・淳和朝における官人生活
- (3) 承和の遣唐使任命とその顛末
- (4) 流人時代
- (5) 復位後、仁明朝における官人生活
- (6) 法隆寺僧善愷訴訟事件
- (7) その後の官人生活

- (8) 病を得てからの晩年
 (9) 篁の容姿や人となり

これに対応する史料は、以下のとおりである。

癸未。參議左大弁從三位小野朝臣篁薨。

(1) 篁。參議正四位下岑守長子也。岑守。弘仁之初爲陸奥守。篁隨父客遊。便於據鞍。後歸京師。不事學業。嵯峨天皇聞之。歎曰。既爲其人之子。何還爲弓馬之士乎。篁由是慚悔。乃始志學。

(2) 十三年春奉文章生試及第。天長元年拜巡察彈正。二年爲彈正少忠。五年遷爲大内記。七年爲式部少丞。九年授從五位下。拜大宰少貳。有詔不許之官。其夏喪父。哀毀過禮。①十年爲東宮學士。俄拜彈正少弼。

(3) 承和元年爲聘唐副使。明年春授從五位上。兼備前權守。數月拜刑部大輔。三年授正五位下。五年春。聘唐使等四舶。次第泛海。而大使參議從四位上藤原常嗣所駕第一舶。水漏穿缺。有詔以副使第二舶改爲大使第一舶。篁抗論曰。朝議不定。再三其事。亦初定舶次第之日。擇取最者爲第一舶。分配之後。再經漂迴。今一朝改易。配當危器。以己福利代他害損。論之人情。是爲逆施。既無面目。何以率下。篁家貧親老。身亦尪瘠。是篁汲水採薪。當致匹夫之孝耳。執論確乎。不復駕舶。近者。大宰鴻臚館。有唐人沈道古者。聞篁有才思。數以詩賦唱之。每視其和。常美艷藻。

(4) 六年春正月遂以捍詔。除名爲庶人。配流隱岐國。在路賦謫行吟七言十韻。文章奇麗。興味優遠。知文之輩。莫不吟誦。凡當時文章。天下無雙。草隸之工。古二王之倫。後生習之者。皆爲師摸。

(5) 七年夏四月。有詔特徵。八年秋閏九月叙本位。十月任刑部大輔。九年夏六月爲陸奥太守。②秋八月入拜東宮學士。其月兼式部少輔。

(6) 十二年春正月授從四位下。于時法隆寺僧善愷告少納言登美真人直名爲寺檀越枉法狀。訴之太政官。官加訊鞫。漸將讞斷。而世論嗷々。爲善愷成私曲。由此。朝廷更論此事。延至分爭。名例律私曲相須之二義。或以爲一。或以爲二。弁官上下。還罹其網。遂令明法博士讚岐朝臣永直考之。考曰。私曲兩字。混處一科。是相須之義也。當今之事。只有一犯。不足結罪。事未斷畢。十三年五月爲權左中弁。新關其事。即據律文。以爲私與曲明是二也。若私若曲。有一於此。未免其罪。而連涉日月。不肯決斷。仍上請議定私曲律義之表。并所執狀以糾法家之不熟律義。明弁官之可處私

罪。篁初恨此論之不平。作傷時詩卅韻。寄參議滋野朝臣貞主。後重令諸儒傍議。其文曰。被右大臣宣稱。奉勅據參議小野篁朝臣上表及所執律文。議定可考申。謹依宣旨。覆案律文。公罪謂緣公事致罪而無私曲者。疏云。私曲相須。公事与奪。情無私曲。雖違法式。是爲公坐云云。私罪條疏云。私罪謂不緣公事私自犯者。雖緣公事。意涉阿曲。亦同私罪者。由此案之。私者不緣公事。自犯之名。曲者雖緣公事。意涉阿曲之謂也。相須則私与曲。二事相待之理。然則無私無曲。可爲公罪。一私一曲。不免私罪。而永直等說云。私曲者謂私之曲相須者。合私曲兩字爲一義。以連讀之意云云者。文義相錯。公私不分。此說之迂。難可據信。篁朝臣所執。誠爲允愜。

(7) 九月遷左中弁。十四年春正月爲參議。四月兼彈正大弼。十五年春正月轉左大弁兼信濃守。夏四月又兼勘解由長官。仁壽二年春正月轉左大弁餘皆如故。明年春正月加從四位上。

(8) 夏五月以病辭官歸家。三年四月加正四位下。仁壽元年春正月遥授近江守。明年春病瘳。復爲左大弁。後又病發不朝。天皇深爲矜憐。數遣使者。趁視病根。賚賜錢穀。冬十二月就家。叙從三位。及因篤。命諸子曰。氣絕則殮。莫令人知。薨時年五十一。

(9) 篁身長六尺二寸。家素清貧。事母至孝。公俸所當。皆施親友。

まず、小野篁自身について考察する前に、彼の出自について触れたい。

篁の父は、小野岑守である。岑守は、『小野氏系図』等に拠れば、永見の子である³。少外記・春宮少進等を経て、大同四(809)年に従七位上から従五位下に昇叙され、右少弁に任ぜられる。その後、春宮少進、さらに春宮亮を勤める⁴が、このときの東宮は後の嵯峨天皇であった。

弘仁元(810)年に嵯峨天皇が即位した際には、侍読として引き立てられた。侍読とは、天皇や皇太子のそばに仕えて、学問を教える人のことをさす。このことから、岑守は学問に広く通じており⁵、嵯峨天皇の信用に耐えうる学識を備えていたと考えられる。ことに漢詩に優れており、弘仁五(814)年に成立した、最初の勅撰漢詩集である『凌雲集』の編纂に携わっている。『文華秀麗集』『経国集』にも、彼の作った漢詩が収められており、唐風に「野岑守」と称している。さらに、『日本後紀』や『内裏式』の編纂に関わっており、文学的才能に恵まれていただけでなく、歴史編纂や儀式にも通じていたことが知られる。

弘仁六(815)年、岑守は陸奥守に任ぜられた。岑守の父である永見も、桓武朝に征夷副將軍、陸奥介となって東北の地を踏んでおり、岑守もその事績を継いだものと思われる。吉弥候部等波醜ら俘囚を帰順させるという功勞を治めて、弘仁

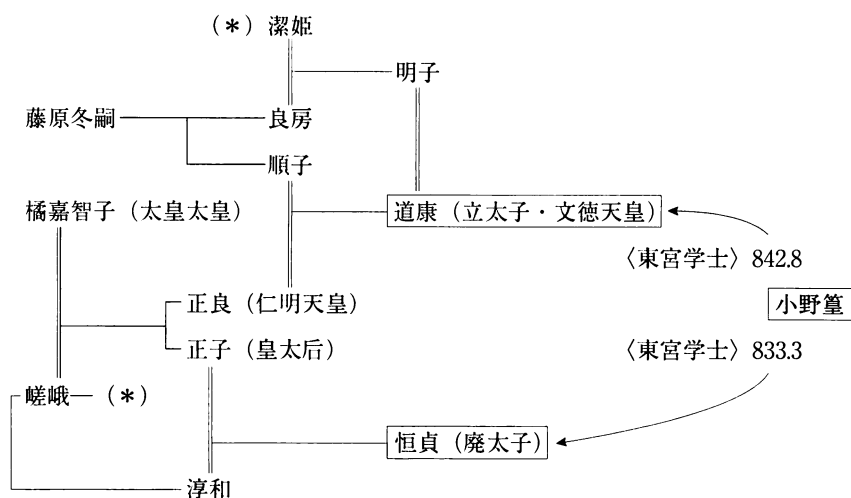
八(817)年には嵯峨天皇から賞賛の詔勅を受けている。このとき十代半ばの篁も父に同行して、東北の地を踏んでいる。辺境の地で、武勇に親しんだ篁は、帰京後もいっこうに学問をせず、薨伝(1)のエピソードでは、嵯峨天皇に「(文武両道の)岑守の子にして、弓馬の士たらんとしていることは嘆かわしいことだ」とぼやかせたという。これを耳にした篁は、心を入れ替え、学問に精進したと伝わる。

岑守は、東北から帰京すると、皇后宮大夫を勤め、嵯峨皇后であった橘嘉智子の信任も得たようである。弘仁十三(822)年には参議に登り、大宰大貳を兼ね⁶公卿に列した。

以上のように、父小野岑守は、嵯峨天皇と皇后橘嘉智子の双方から信頼をかちえていたと考えられる。その子篁も、嵯峨天皇らの期待の中で、弘仁十三年春に、文章生試に及第し、巡察彈正となって官人生活をスタートさせた⁷。彼の人生の軌跡を【表1】にまとめた。特筆すべきは、彼の官人生活の中で、二度にわたり、二人の東宮学士とされたことである。次に章を改めて、詳述したい。

二 恒貞親王の立太子と篁の東宮学士就任

薨伝(2)傍線部①に見えるように、天長十(833)年に、篁は東宮恒貞親王の学士となった。これに先立つ二月に、淳和天皇は、皇太子であった嵯峨皇子正良に譲位した。即位した仁明天皇は、同月に淳和皇子である恒貞を立太子させた⁸。嵯峨と淳和が異母兄弟であるので、仁明と恒貞は従兄弟にあたる。しかも、仁明の双子の姉である正子皇太后が恒貞の実母であるから、叔父と甥でもある⁹(【図】参照)。



【図】二人の皇太子(恒貞・道康)と小野篁の関係系図

【表1】 小野篁 年譜

年月日		天皇	皇太子	出来事	
延暦21	802		桓武	安殿	篁 誕生
弘仁12	821	春	嵯峨	大伴	文章生試及第
13	822	9			文章生として出身
天長元	824	9	淳和	正良	巡察彈正
2	825	3			彈正少忠
5	828	8			大内記
7	830	正・2			藏人
9	832	正・11			式部少丞
10	833	3・13	仁明	恒貞(立)	◆春澄善繩と共に、東宮学士に着任
		3・24	仁明	恒貞	彈正少弼へ転出
承和元	834	正・13	仁明	恒貞	美作介
		正・19	仁明	恒貞	遣唐副使に任命 (承和の遣唐使)
2	835	正・7	仁明	恒貞	從五位下→從五位上
		正・11			備前権守
		12・2			遣唐使たちに借位 (篁・正五位下)
5	838	7・	仁明	恒貞	遣唐使船出帆するも度々漂流・遭難→副使篁、大使藤原常嗣と対立し、乗船を拒否
		12・15	仁明	恒貞	篁、隱岐国へ流罪
7	840	2・14			召喚 → (六・十七) 入京
8	841	閏9・11			無位 → 正五位下に復位
		10・15			刑部少輔
		5・11			陸奥守
9	842	8・4	仁明	道康(立)	承和の変 →◆東宮学士に着任
		8・11	仁明	道康	兼式部少輔
12	845	正・7			正五位下→ 從四位下
		7・			藏人頭
13	846	5.13			兼権右中弁
			仁明	道康	◎この頃、法隆寺僧善愷訴訟事件
		9・14	仁明	道康	左中弁
14	847	正・12			参議
		4・23			彈正大弼
15	848	正・13			左大弁兼信濃守
		2・3			班山城田使長官に任命
		4・3	勘解由使長官、兼左大弁・信濃守		
承和15	848	6・3			長雨。祥瑞を公卿上表→嘉祥と改元
嘉祥2	849	正・7	仁明	道康	從四位下→ 從四位上
		5・12			鴻臚館 (渤海使) への使者となる
3	850	4・17			從四位上→ 正四位下
		5・			病のため、左大弁を停止
仁寿元	851	正・11	文徳	惟仁	参議、近江守
		正・10			左大弁に復活
2	852	12・19			正四位下→ 從三位
		12・22			病重く、文徳天皇が使者を派遣して賜錢薨去

淳和太上天皇は、恒貞立太子を辞退する旨を、忠臣藤原吉野に奉じさせたが、仁明はそれを許さなかった¹⁰。結局、恒貞が立太子すると、大納言藤原三守を東宮傅、参議文室秋津を春宮大夫、藤原貞守を春宮亮として立坊がなされた¹¹。小野篁の二度にわたる東宮学士への就任時の東宮官人については、【表2】にまとめたので、参照されたい。

【表2】 恒貞と道康 皇太子時代の東宮官人

皇太子	東宮傅 (任命年月日)			東宮学士			春宮大夫			春宮亮		
恒貞	藤原三守	従二位	天長 10.3.11	小野篁	従五位下	天長 10.3.13	文室秋津	従四位下	天長 10.2.30	藤原貞守	従五位上	天長 10.2.30
	源常	正三位	承和 7.8.22	春澄善繩	従五位上	天長 10.3.13						
				善道真任	従四位下	承和 8.2.6						
道康	源常	従二位	承和 9.8.4	小野篁	正五位下	承和 9.8.4	安倍安仁	従四位下	承和 9.8.4	藤原諸成	従五位上	承和 9.8.4
				菅原是善	従五位下	承和 14.5.10				藤原氏宗	従五位下	承和 15.2.14
				豊階安人	外従五位下	嘉祥 2.2.27				藤原良仁	従五位下	嘉祥 2.2.27

このときに、皇太子恒貞の学問の師匠である東宮学士に任じられたのが、小野篁と春澄善繩であった¹²。篁の任命には、十四歳の孫恒貞への皇太子教育に期待して、祖父母である嵯峨太上天皇と太皇太后橘嘉智子の推薦があったことが想定できる¹³。後世のものになるが、『江談抄』などには、嵯峨天皇と篁の親密な関係を伺わせる記事が散見し、すべてが篁の学識の高さを評価したものである。薨伝(1)でも上述したように嵯峨天皇と篁のエピソードが挿入されており、嵯峨天皇が篁の学識の高さを買っていたことは事実であったと思われる。

一方の春澄善繩の東宮学士への就任には、恒貞の実父である淳和太上天皇の推しがあったことが推測される¹⁴。『恒貞親王伝』には、学士として春澄善繩がみえ、彼はそのまま、東宮が廃されるまで務めを果たしている¹⁵。そのためか、承和の変にも座して、周防権守に左遷されている。恒貞との関係も密であったのであろう¹⁶。藤原三守に代わって東宮傅となった源常が、変にかかわらず、次の道康皇太子の東宮傅へと継続していることと対照的である¹⁷。

篁に話を戻すと、薨伝によれば「十年東宮學士となるも、俄かに彈正少弼を拜する」とある。東宮學士も着任まもなく、彈正台に移ったことがわかる¹⁸。篁の異動は、恒貞に対する嵯峨と淳和の微妙な力関係だけではなく、清原夏野らと編纂していた『令義解』の撰進が間近であったことや、翌年遣唐使に任命されたこ

と関わっているのであろう。

以上のように、篁の東宮学士への就任一回目は、恒貞親王の時であった。この人事には、嵯峨太上天皇の関与があったものと考えられるが、すぐに転出することとなった。同時に東宮学士を勤めることとなった春澄善繩は、淳和太上天皇の信頼厚い人物であり、恒貞の周りは淳和色強い人材で固められていく。このことが、承和の変の悲劇の一因となっていくのであろう。

三 二回目の東宮学士

承和元年、小野篁は史上最後となった遣唐使の副使に命ぜられた¹⁹。しかし、度重なる漂流や犠牲に、篁は最終的に乗船を拒み、隠岐に流配された。篁は「西海謡」など韻文を多数作り、国家事業としての遣唐使に異を唱えたという。嵯峨上皇は、そのような篁に激怒したと伝えられるが、大勢に媚びない姿勢と学識は評価されたらしい²⁰。仁明天皇の特赦で、一年余りの流配地での生活にピリオドをうち、入京したのは承和七（840）年六月のことである²¹。そして、薨伝（5）傍線部②に見えるように、承和九（842）年八月には、再び東宮学士として迎えられた²²。

この直前には、承和の変が起り、廃太子された恒貞に代わって、あらたに仁明皇子の道康親王が立太子した。小野篁は、その道康親王の東宮学士に任命されたのである（【図】と【表2】参照。）

嵯峨太上天皇は、この事件の直前に没しているの、今回の篁が任命された背後には、仁明天皇の意思が想定される。先の遣唐使事件では罰せられたものの、仁明にもその人格や学識を高く評価された証左になろう。立坊された東宮坊には、天皇が選りすぐった人材が配された（【表2】参照）。東宮傅として、先述した源常が留任したほかは、東宮大夫には安倍安仁²³らが任命された。彼らはいずれも嵯峨太上天皇の人脈にあった人であり、重ねて仁明天皇の信任を得た人物であったといえる。

その一方で、春澄善繩など、淳和太上天皇の人選による恒貞の側近たちは、この政変によって処分されている²⁴。同じ東宮学士を拝命した篁と善繩の、運命の皮肉さを感じずにはいられない。その後、春澄善繩は、事件の翌年には文章博士に復帰し、その後清涼殿にて『莊子』を講義したのをきっかけに、仁明天皇に信任を得るようになる²⁵。参議を最後に貞観十二（870）年に没した。

小野篁は、承和十二（845）年には右中弁、さらに左中弁へ転じ、藏人頭に命ぜられた²⁶。当時、世間は法隆寺僧善愷の訴訟事件で騒がしく、篁もその論争に参戦している²⁷。承和十四（847）年正月には参議に任命された。その後、仁寿元（851）年に文徳が即位するまで、参議に列したものの、東宮学士の任を全うしたと考えられる。晩年の病床に、文徳天皇は見舞いの使者を派遣している²⁸。

両者の結びつきは、皇太子時代から続いたものであろう。小野篁は仁寿二（852）年末にその生涯を閉じた。

むすびにかえて

小野篁は、淳和皇子恒貞の立太子時と、仁明皇子道康の立太子時の二回にわたり、東宮学士に任じられた。恒貞の時は嗟峨の、道康の時には仁明の信頼を受けて任命されたと考えられることを述べてきた。この二人の皇太子が、承和の変を挟んで正負の人生を歩むことになったことを考えると複雑な心境ではあったろう。篁自身は、遣唐使船への乗船拒否や、法隆寺僧善愷の訴訟での論客振りなど、誰にも媚びない、気骨のある学識の持ち主として評価されていた。二度にわたる東宮学士への就任は、まさに当代指折りの学識と見識を買われたことを示している。また、紀夏井や菅原是善などの優秀な弟子にも恵まれていた²⁹。薨伝（8）に記されているように、篁自身が質素清貧を旨とし、友人に気前よく俸禄を施した清廉な人物であったことにもよるのであろう。

このように見てくると、『篁物語』に見える、道ならぬ悲恋を引きずる人物像が、歴史書からうかがえる小野篁そのものであるとは考えにくいといわざるをえない。『篁物語』の成立事情とも大きく関わってくるが、いずれの時代の人物、あるいは複数の人物の要素を抽出して仮託しているであろうということは明白である。むしろ、小稿で明らかになった、当代きっての学識者としての小野篁は、『江談抄』に見える学識と文才を買われた篁の姿と重なってくる。実在の人物である小野篁が、後世の人々にどのような人物として記憶されて、記録されていくのか、この問題は次の課題として、ここで擱筆したい。

注

- 1 小野篁を取り上げた研究としては、『篁物語』や『小野篁集』、『今昔物語』など説話に見える篁譚を題材にした、日本文学からのアプローチが多い。黒木香「史料に記された人間像：小野篁薨伝をめぐって」（『古代中世国文学』二三、二〇〇七年）も、文学から歴史書へアプローチしたものである。小稿は、黒木氏と同じく、薨伝からアプローチするので、重なる部分も少なくない。合わせて参照いただきたい。今回触れることのできなかった承和の遣唐使については、佐伯有清『最後の遣唐使』（講談社学術新書五二〇、一九八三年）や黒木香「小野篁の遣唐使乗船拒否」（『活水論文集・日本文学科篇』四二、一九九九年）など、法隆寺僧善愷訴訟事件については、佐伯有清『人物叢書 伴善男』（吉川弘文館、一九八六年）などが詳しい。
- 2 『文徳実録』仁寿二年十二月癸未条を段落分けした。薨伝の段落わけについては、前掲

注(1) 黒木論文とは異なる。

- 3 小野氏系図と言われるものは、『尊卑分脈』以外に三種伝わっている。「小野氏系図(その一)」(『群書類従』)、「小野氏系図(その二)」(『続群書類従』)、「小野氏系図(その三)」(『続群書類従』)である。それらによれば、小野道風は篁の甥、小野好古は孫にあたる。
- 4 『公卿補任』弘仁十三年条および裏書。
- 5 『文徳実録』天安元年十月丙子条の南淵永河卒伝。
- 6 大宰大貳として大宰府に赴任中の弘仁十四年(823)に、公宮田の導入を建議している。翌天長元(824)年には、多禰国を大隅国に編入した。また、飢饉や疫癘の際に雨露をしのげず路傍で亡くなる人を收容する為の施設として統命院を建設している。天長五(828)年に、大宰大貳から勘解由長官兼刑部卿に転任するが、天長七(830)年に死去した。
- 7 嵯峨天皇が淳和天皇に譲位した天長元(824)年、巡察彈正に補され、官途についた。翌二年彈正少忠となり、大内記、式部少丞と歴任する。度重なる彈正台への就職や、内記としての実務経験が、後の訴訟事件における篁の基盤となることは疑いない。天長九年に従五位下に叙され、入内する。
- 8 『続日本後紀』天長十年二月乙酉条、丁亥条。
- 9 桓武天皇は血統の純化と強化のために、大王欽明と同じように近親婚を積極的に行った。嵯峨も淳和とは正子を継としており、その嫡出子は、祖父である嵯峨の庇護下におかれていた。正子や恒貞親王については、拙稿「平安初期の后位の変質過程をめぐって」(『国史館人文学』六号、二〇一六年)に詳述しているので、参照されたい。
- 10 この時の顛末は、拙稿前掲注(9)論文を参照。
- 11 『続日本後紀』天長十年二月丁亥三十日条と『公卿補任』天長十年条。
- 12 東宮職員令には学士二名と見えるが、二名同時に就任したことが確かめられるのは安殿立太子と今回の二例だけである。笠井剛「東宮傳・東宮学士の研究」(『皇学館論叢』三一—四、一九九八年)。東宮組織については、荒木敏夫『日本古代の皇太子』(吉川弘文館、一九八五年)、坂上康俊「東宮機構と皇太子」(『古代中世史論集』所収、一九九〇年)、保母崇「奈良末期から平安初期の東宮官人と皇太子」(『日本歴史』六二五号、二〇〇〇年)、同「律令制下における春宮坊の構造とその特質について」(『待兼山論叢・史学篇』三四号、二〇〇〇年)などを参照されたい。
- 13 『江談抄』によれば、嵯峨天皇と篁の親密な関係を示す逸話が多い(第一ノ三、第三ノ四二など)。これは両者に関係があったことを示していると考えられるが、父岑守と嵯峨天皇の昵懇な関係が、篁に投影されたものか、検討が必要である。
- 14 『三代実録』貞観十二年二月十九日条にみえる春澄善繩の薨伝など。
- 15 春澄善繩については、『三代実録』貞観十二年二月十九日条の薨伝に詳しい。それによれば、伊勢国郡司出身で、父親の代に下級官人として上京。幼いころより学問に通じていたが、出自のため文章生になれずにいたが、淳和天皇の目に留まり立身したという。『恒貞親王伝』には、承和の変前に、皇太子に要請された恒貞親王が、善繩に「辞讓之表」

- を作らせて辞退しようとしたが、しきれなかったと見える。多田圭介「春澄善繩―「承和期」の学者」(『皇學館論叢』四四―三、二〇一一年)。
- 16 『続日本後紀』承和九年七月戊午条。承和十年二月己巳条で、文章博士に任じられているので、半年足らずで呼び戻された。その後も仁明天皇に『莊子』『漢書』、文徳天皇に『文選』の講義をし、信任されるようになっていた。一方、東宮大夫文室秋津は左遷先の出雲で同年三月に五十七才の生涯を閉じている。
 - 17 『続日本後紀』承和七年八月乙丑条。同年七月七日に亡くなった藤原三守の後任である。『同』承和九年八月四日条。源常は嵯峨皇子。『文徳実録』齊衡元年六月二十三日条の薨伝によれば、才能あるものを推挙する一方、讒妄な人を退け、物静かながら威厳ある風格に「宰相の器」といわれたという。
 - 18 『続日本後紀』天長十年三月辛亥条。
 - 19 『続日本後紀』承和元年正月己巳条。
 - 20 薨伝 (3) (4) および『続日本後紀』承和五年十二月己亥条。
 - 21 『続日本後紀』承和七年二月辛酉条、六月辛酉条。
 - 22 『続日本後紀』承和九年八月四日条。
 - 23 『三代実録』貞観元年四月二十三日条の薨伝には、有能な官吏として、若いときから校書殿に侍し、諸司を歴任したことや、嵯峨太政天皇に認められて、院別当を務めたことなどがみえる。仁明天皇は、父嵯峨の信頼の厚かった安倍安仁を、変後の混乱期に立太子した道康の東宮運営の要に据えたのであろう。
 - 24 『続日本後紀』承和九年七月戊午条。恒貞側近は、地方の権官として左遷された。学士であった春澄善繩は周防権守、善道眞貞は備後権守となっている。
 - 25 『続日本後紀』承和十四年五月乙亥条・辛卯条。その後、藤原良房の信頼をも得ていたことが知られる。
 - 26 『続日本後紀』承和十三年五月癸丑条、九月壬子条。『公卿補任』承和一四年条。
 - 27 薨伝 (6) および『続日本後紀』承和十三年十一月壬子条、承和十三年九月乙丑条、承和十四年五月辛卯条、『三代実録』貞観四年八月是月条、貞観五年五月癸亥朔条、九月甲子条など。伴善男とは縁があったようである。伴善男については、拙稿「伴大納言絵巻と応天門の変―記憶と記録のあいだ」(『国史館史学』十九号、二〇一五年)を参照されたい。
 - 28 薨伝 (8)。
 - 29 『三代実録』貞観八年九月二十三日条の紀夏井伝、元慶四年八月三十日条の菅原是善伝。